

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、身体障害者手帳関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

益城町長

## 公表日

令和6年12月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳及び療育手帳関係事務
②事務の概要	身体障害者手帳及び療育手帳は、障がい者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。益城町においては、住民からの手帳交付申請を受付け、熊本県へ進達を行い、進達結果及び障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。  益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	心身障害者手帳
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 身障手帳台帳ファイル 2. 療育手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課障がい支援係
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課障がい支援係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得にあたっては、本人からの取得を徹底している。マイナンバーの記載された書類を送付する際も、宛先と送付物の確認を複数人で行い、送付日を記録するなどの対応を行っている。書類は文書收受システムで保存年限等を設定して管理しており、紙媒体の保管にあたっては鍵付きの保管庫に保管している。保存年限が経過した書類を廃棄する場合は、専門業者に依頼して確実に廃棄されるようにしている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と判断している。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	福祉課 福祉係	福祉課 障がい支援係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉課 福祉係	福祉課 障がい支援係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和3年6月18日	評価書名	心身障害者手帳関係事務 基礎項目評価書	身体障害者手帳関係事務 基礎項目評価書	事後	評価書名の修正
令和3年6月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	益城町は、心身障害者手帳関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	益城町は、身体障害者手帳関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文言の修正
令和4年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	身体障害者手帳及び療育手帳は、身体障害者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。益城町においては、住民からの手帳交付申請を受け、熊本県へ進達を行い、進達結果及び身体障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会	身体障害者手帳及び療育手帳は、障がい者がそれを対象とする各種制度を利用する際に提示する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。益城町においては、住民からの手帳交付申請を受け、熊本県へ進達を行い、進達結果及び障害者手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④手帳の移管業務に必要な各種情報の照会	事後	文言の修正
令和4年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 11号、身体障害者福祉法第4条、熊本県療育手帳交付要項第2条	番号法第9条 別表第一 11号	事後	文言の修正
令和4年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	情報連携実施の変更
令和4年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項		事後	情報連携を実施しないことによる削除
令和5年4月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 11号	番号法第9条第1項 別表第一 11の項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	情報連携を実施しないことによる変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11の項	番号法第9条第1項 別表 20の項	事後	文言の修正
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	